

第3回安来市上下水道料金等審議会 議事録

日時：令和7年12月17日（水）14：00～
場所：安来庁舎 3階 防災対策室

○出席者

出席委員 11名

吉村努、小林勝則、矢田洪介、岩田理詞、神庭良和、原ますみ、鈴木恵美子、板持真澄、
石原敬治、山本康二、富田哲兵

欠席委員 無し

安来市

石倉保上下水道部長、石井美佐子水道管理課長、森大輔下水道課長、遠藤公彦水道工務
課長、井戸康孝水道工務課主査、仙田友紀枝水道管理課予算管理係長、廣野貴志水道管
理課お客様サービス係長、藤原崇史下水道課管理係長、北川賢水道工務課計画係長、
佐々木水道管理課予算管理係主事

○配布資料

会議次第、席次表、安来市下水道使用料について（答申）（案）、水道料金審議資料

1. 開会

2. 上下水道部長あいさつ

3. 議事

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 当審議会は市の附属機関であるため『公開』が原則である。議事録について、各委員からの発言内容を個人名を伏せた形に調整し、市のホームページ上で公開する。また、本日、議事録作成のため録音をするので、了解をお願いする。また、10人の委員が出席であるため、会議が成立していることを報告する。 (後刻、1人出席があったため、11人の委員が全員出席となる) 日程3) 議事 条例第5条により、会長に議長として進行をお願いする。 |
| 議長 | 本日3回目の審議会となるが、平成27、28年度の議事録を見返してみると、改定率が30%だった。人口がどんどん減っている中で、改定率17.31%という話が先月の会議で出た。低いに越したことはないが、本当に大丈夫なのか、この会の前に事務局に聞いていた。本日はその部分の説明もしていただく。また、今回の説明資料は、前回委員の皆様からいただいた意見を踏まえたうえで作成しており、その説明もしていただく。ご審議をお願いしたい。 |
| 議長 | 議事録署名の委員に小林委員 山本委員の2名を指名する。 |
| 議長 | 議事に入る前に、本日の会議の進め方について事務局から説明を求める。 |
| 事務局 | 本日の会議は、最初に下水道使用料の答申案について事務局より説明をする。その後、委員の皆様より質問、意見等をいただきたい。 次に、水道料金改定について事務局より説明をする。こちらについても、説明後、委員の皆様より質問、意見等をいただきたい。 そのように進めたいと考えている。皆様のご理解、ご協力をお願いしたい。 |

| | |
|-----|--|
| 議長 | 異議はないか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 議長 | 議事に入る。 まず、下水道使用料の答申案について事務局から説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | 資料2に基づいて説明をさせていただく。 安来市下水道使用料の答申案だが、第2回で説明をし、意見をいただいたものを反映している。表面は変更ない。裏面の付帯意見は、赤字部分が修正した箇所となっている。棒線の部分は削除する予定のところである。 委員の皆様の意見を基に調整をした。ご審議をお願いしたい。 |
| 議長 | 先般の意見で、4年に1度にすると審議会の開催が固定されてしまうのではないかという意見があった。併せて、但し書きをお願いしたいという意見もあった。急激な社会情勢の変化等によってはという赤色の部分である。 但し書きを追加したもので作成していただいたが、この答申案について委員の皆様から意見はあるか。 |
| 委員 | よいと思う。 |
| 委員 | 前回話した部分がきちんと直されているのでよいと思う。 |
| 議長 | 皆様いかがか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 議長 | では、この案をもって市長に答申したいと思うので、よろしくお願ひしたい。 続いて議題（2）水道料金の改定について、事務局より説明をお願いしたい。 |
| 事務局 | はじめに、本日の審議会でまとめる内容の確認をさせていただく。令和8年2月の答申に向けて審議会でまとめる内容は、改定率、料金体系、改定スケジュール、今後の審議会の開催の大きくまとめて4点について、答申案を作成していきたいと考えている。 説明資料では水道料金改定の案を説明するために、金額等の提示をしているが、答申においては金額を出さないことをご了承いただきたい。 前回の審議会で委員の皆様より、計画水量等の推移の資料が必要とご指摘いただいた。それをグラフ化したものが3ページ目である。令和元年度から令和6年度までは実績値、令和7年度から令和12年度までは推測値となる。令和2年度は、給水人口が減少しているにもかかわらず有収水量が増えている。これは、寒波による宅内水道管漏水件数が多く、その多くが減免対象とならず有収水量が増えたためである。また、令和7年度の見込有収水量が大きく減っている理由は、令和7年度当初予算を算出した時点で有収水量が低かったことにより、低めの設定をしているためである。 続いて4ページ目は、口径別給水見込み件数の推移を表にしたものである。 $\phi 13$ 、 $\phi 20$ 、 $\phi 25$ あたりが一般家庭の口径である。ただし、 $\phi 13$ 、 $\phi 20$ の中にも事業所はある。下部に記載しているが、 $\phi 25$ の一般家庭件数は40件程度であり、 $\phi 30$ 以上は全て事業所である。 5ページ目は、4ページの表をグラフ化したものである。 $\phi 13$ 、 $\phi 20$ が9割以上を占めている。これが現在の口径別の現状である。 以上、前回いただいた意見についての説明である。 |

続いて、安来市の水道料金改定の考え方について説明させていただく。

委員の皆様より様々なご意見をいただき、現状を再確認し社会情勢等も考慮したうえで、料金改定のあるべき姿を模索した。

3点見直しをした。1つ目、料金は総括原価方式により算定する。2つ目、基本料金を見直す。ただし、基本料金の見直しは総括原価方式により算定された基本料金を基に見直す。3つ目、従量料金は遙増型従量料金とし、無料区分を廃止する。以上3点について順番に説明させていただく。

7ページ目は、料金原価計算の表であり、2回目の審議会資料を再掲したもの。現行の料金と有収水量では、令和9年度から令和12年度まではここまで赤字になるという結果が出た。水道料金に必要な経費は、水道料金収入をもって充てなければならない独立採算の原則がある。料金原価が給水収益と同じであれば改定の必要はないが、計算すると、安来市の料金改定率は17.31%という結果となった。料金原価計算の方法について、8ページ目は前回の資料を再掲したもの。料金対象となるものに資産維持費を足したものが料金原価となる。それを、それぞれ需要家費、固定費、変動費に分解し、そこから基本料金、従量料金と区分していく。この方法で安来市の数字をあてがったものが9ページ目である。料金原価が30億強で、需要家費、固定費、変動費がそれぞれ資料の数字となる。そこから、需要家費は全て基本料金（準備料金）、変動費は全て従量料金（水量料金）となる。固定費は基本料金にあたるものが36.4%、従量料金にあたるものが63.6%でありそれぞれ配賦する。これらの計算で出た基本料金を口径別に配賦したものが10ページ目赤枠の数字である。

ここで訂正とお詫びをしたい。前回の資料で同じような表を出しているが、基本料金の額が今回の数字といくらか違っている部分がある。これは各口径別件数の数え方が少し違っていたためであり、それを修正し今回の資料に正しいものを掲載している。お詫びし訂正させていただく。

次に11ページ目の（3）基本料金の配賦の調整では、一般家庭が主に使用しているφ13、φ20の金額に大きな差があるのは不均衡と判断し、現状の基本料金の額を基に設定した。それ以外の口径は改定要領によって算定した額としている。φ13について、10ページの表では940円であったが、現行料金の1,250円とし、φ20については、2,030円を1,830円にしている。はじめの方で口径ごとの割合についてのグラフを提示したが、検討した結果、φ13の基本料金を下げるについて、安来市内でφ13の割合が7割を超える状況下で適正ではないと判断した。また、委員の皆様より、一般家庭が主に使用しているφ13、φ20で金額に大きな差があるのはいかがなものかという意見をいただき、地形や水圧の問題によって大きい口径にせざるを得ないという状況も理解した。しかし、口径が大きいということは水道メーターの単価や修繕費等の費用もおのずとφ13より高くなる。そこで、φ13の基本料金は現行料金とし、φ20は1,830円に調整して試算した。次に、（4）従量料金の設定について、委員の皆様より「1m³から料金をもらうべきである」という意見をいただいた。現在、8m³までを基本料金内とし、無料区分であったが、新たに1m³につき75円の単価を設定した。遙増料金制については、最低水量区画においてコストとのバランスに配慮し、従量料金に配賦すべき原価のうち、少なくとも維持管理費と変動費は少量使用者からも確実に回収できる単価設定を行うべきであるとされている。75円の算出方法は下記の計算式のとおりである。変動費は9ページの変動費部分の金額であり、これと、固定費のうち維持管理費部分の4億110万強を足して、有収水量見込みで割ると75.43円/m³となる。

そして、今説明した単価を各口径別的基本料金、従量料金にあてがったものが12ページ目である。右側に記載しているものが改定前の単価であり、単価の右側に改定前の単価と改定後の単価との差額を記載している。下の表の左側は月額の合計別の金額である。右側は左の表の月額×12ヶ月をし、年額の数字を記載している。

続いて、先ほどの料金改定額を令和9年度から令和12年度まで、それぞれ水量を掛けて出した給水収益の金額が、13ページの表の赤枠部分となっている。右側では、改定をしなかった場合の金額を計算しており、この金額と改定後の金額の差額を下に記載している。差額の下の表は年度ごとの改定率を示しており、4年間の平均改定率が17.93%となる。

次に14ページ目では、新たな料金案で1ヶ月20m³使用した場合の口径別の差額を記載している。 $\phi 13$ から $\phi 100$ まで20m³使用した場合で計算しており、基本料金を含んだ税抜金額となっている。左の表が現在の金額、真ん中の表が新たな料金で試算した金額、右の表がその差額となっている。これらは、1ヶ月の税抜の金額となっている。

次に、資料にはないが参考資料として、水道料金の県内他市比較について、令和9年4月1日時点の料金見込額をグラフ化したものをスクリーンに映している。浜田市が34.5%値上げの答申をされた。この金額は現在の金額である。また額が確定していないが、現在わかる範囲で金額を記載している。最近改定があったところが、大田市、雲南市で、松江市も答申が出ており、現在、議会で説明中であろうかと思う。現在わかっている数字としてはこの数字が出ている。安来市が上水道料金の改定をしたとすると、大体このぐらいの位置になる。

最後に15ページでまとめを記載している。改定率については、収支が均衡する平均改定率は17.31%であり、口径ごとの単価の調整を行った結果、算定期間中の平均改定率は18%程度とする。料金体系について、基本料金は $\phi 13$ 以外は増額とする。従量料金は1m³から8m³までを有料とする。改定スケジュールについては、改定時期は令和9年4月からの予定とする。と、まとめさせていただいた。

安来市の安定経営等を考慮すれば、もう少し攻める形になると思うが、近年の社会情勢や物価高騰、人口減少等、諸々の現状を考慮し、今回の改定案をしたいと考えている。

今後は4年に1度は必ず上下水道一緒に審議会の開催をしていく運びとなる。都度見直しを図ることもできる。今回の改定は未来に向けての第一歩になるのではないかと考えている。以上説明とする。

ご審議よろしくお願いしたい。

議長 12ページの料金案より、基本的に $\phi 13$ の基本料金は現状維持で、他の口径は上記のとおり値上がりする。従量料金は、1m³から8m³が0円だったものを75円/m³にする。こうするだけで改定率が17.93%となる。今日の審議会の前に、この計算が間違っていないか事務局に確認をしたが、これで大体17.9%という数字が出ると説明を受けた。

できれば我々も料金を上げたくはないが、本当に18%弱で大丈夫なのかという不安を持っていた。そういうことも踏まえたうえで本日この資料を提示していただき説明していただいた。皆様からもご意見をいただきたい。

委員 10、11ページの基本料金の配賦について、何年度の予算、決算がたたき台になっているのか。

事務局 令和9年度から令和12年度である。

委員 平均で出しているのか。

事務局 令和9年度から令和12年度の総額で出している。

委員 承知した。

| | |
|-----|--|
| 委員 | 従量料金の0m ³ から8m ³ も料金徴収をするということで、75.43円/m ³ としているが、これは全戸に影響してくるため、他を値上げしなくとも目標の予算が確保できるようになるという解釈をした。他市と比較すると半分ほどの改定率で、よい率になったと思う。 給水原価は現在どのぐらいか。また、12ページ目の改定料金案で提案された0m ³ から8m ³ にも料金徴収をするというのが、かなり比重が高く、全戸に影響してくる。75円×8m ³ で600円ほど全戸が上がってくる解釈をしており、これぐらいの改定で済んでよかったと思っている。ただ、今回は0m ³ から8m ³ の区切りでよいが、現在は0m ³ から8m ³ 、9m ³ から11m ³ 、12m ³ から15m ³ といったように細かく設定してあるため、9m ³ から20m ³ 、21m ³ から30m ³ といったように区切ると、なだらかなラインを描けるのではないか。将来的には均等な単価に近づけていきたいとおっしゃっていたが、今後こういった形態も踏まえて検討していただきたい。 |
| 事務局 | おっしゃられるように、現在は従量料金の区切りが小さい。これから情勢等も変わってくる中で、区切りについてなだらかになっていくよう、区切りを大きくすることについて今後の検討材料とさせていただきたい。 |
| 委員 | 承知した。給水原価についても教えていただきたい。 |
| 事務局 | 令和6年度の給水原価は220.98円である。 |
| 委員 | 給水原価は水を1m ³ 作るのに必要な経費であるか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 議長 | その他意見はあるか。 |
| 委員 | 上がらないのが一番いいが、上がるものはしょうがない。この上げ幅でよいと思う。 |
| 委員 | 特に一般家庭のところでφ13とφ20の差が縮まり、平等になっているのでよいと思う。 |
| 委員 | 先ほどおっしゃっていたように、従量料金について区切りにばらつきがあるため、もう少しおなだらかになるとよいと思う。今回は妥当ではないかと思う。 |
| 議長 | 0m ³ から8m ³ は、今まで0円だったものが75円になるが、一般消費者はこの部分が一番影響してくると思う。それについてはどうか。 |
| 委員 | 多く使われるところ、少なく使われるところ、色々あると思うが、他のところも負担が大きくなっているので仕方ないと思う。 |
| 議長 | その他いかがか。 |
| 委員 | 改定率を聞いて安心した。先般自分の水道料金の明細を見ていたが、どのような計算をすると水道料金が導き出されるのか分からなかった。そう簡単に計算ができない仕組みになっていると感じた。誰が見ても計算ができるようにしてほしい。従量料金を小刻みに区切っているものを、先ほどおっしゃっていたように区切りを均等にすれば計算ができるのではないかと思う。市民の方に説明する際に、これらの数字を言ってもなかなか分からぬと思う。 |

| | |
|-----|---|
| | 参考が20m ³ になっているが、20m ³ で生活されているところはかなり少ないとと思う。市民の皆様に説明をする際は、もう少しありやすく説明をお願いしたい。 |
| 委員 | 従量料金は75円/m ³ × 8m ³ で600円、基本料金はφ13は変わらないが、φ20は少し上がるくらいで、今回これだけの値上げで補填できるなら、すごく負担が少なくてよいと思う。もっと大きな金額が出ると思っていたが、案外小さくて安心した。 |
| 議長 | 低いに越したことはないが、値上げ幅が思ったより低かったことが心配だった。皆様はいかがか。 |
| 委員 | 思ったよりいい計算をしていただいた。しかし、少しずつ余力を持たせておかないと、おそらくこれから水道管の交換等が増えてくるのではないかと思う。それも予算に入れてあると前回おっしゃられていたが、減免にならなかつたという部分がかなりの人にあるので、その説明をきちんと入れていただけるといいと思う。こういった場合は減免になりませんといった文言などである。おそらく市民の方も、そこまで値上がりをしていないので納得されると思う。ただ、大口事業者がかなり値上がりすると、こちら側にも商品価格に反映されて負担がくると思うので、大口事業者には申し訳ないが、値上げ部分を商品に反映しないでいただけるとありがたい。このことに関しても大口事業者と話し合っていただき、市民の皆様にも説明をしていただくとよいと思う。よろしくお願ひしたい。 |
| 議長 | 金額が18%弱で、本当に大丈夫かという思いで説明を聞いていたが、今日の下水道の答申案の但し書きであったように、何かあった場合には4年にこだわらずこうして審議会を開いて対応すればよいのではないか。何が起こるか分からぬし、本当に18%弱で動くかどうかやってみないとわからない。仮に何かあった場合には、答申の付帯意見に書いてあるように、再度審議会を開催し、改定について審議していただければよいと考えている。 他の方はいかがか。 |
| 委員 | 少しの値上げでありがたい。今まで全く水道料金の考え方方に触れたことがなく、こういった立場で参加させていただき事務局の方々が3度にわたり出していただいた資料を拝見しながら、徴収する側の知恵、工夫をされておられることに改めて敬意を表したい。また、各委員の皆様が的確なご意見を出された。今後、答申が公になると、議会等での質問の対象になってくると思うが、知恵と勇気で解決してほしい。 |
| 議長 | 他の方いかがか。 |
| 副会長 | 前回の審議会の際に、委員の皆様から非常に細かいデータの要求があったが、きちんとまとめられており感心した。きちんと説明をしていただき納得もした。本当にこの改定率でよいか不安もあったが、説明を聞いて安堵した。 |
| 議長 | 1時間ほど経ったため、10分間の休憩とする。 |
| 議長 | 会議を再開する。 ここからは、答申に向けた皆様方のご意見、ご要望をお聞きしたい。第1回の審議会で水道料金については改定するという方向で意見をいただいているので冒頭はこういった形で入らせていただく。 |

また、スケジュールではこの審議会は4回行うので、次回はおそらく答申案を出していただき、皆様の意見を聞きながらまとめて終わる形になると思うのでよろしくお願ひしたい。

冒頭で事務局から話があったように、料金改定率、料金体系、改定スケジュールについて、15ページにまとめてある。

まず、料金改定率について、大体期間中の平均改定率は18%とするということでいかがか。

委員 よい。

議長 料金体系について、基本料金は約13は同額で、それ以外の口径はそれぞれ増額する。12ページの資料のような形で上がっていく。従量料金は今まで1m³から8m³まで無料だったが、12ページにあるとおり75円/m³となる形でまとめていきたいがよろしいか。

委員 よい。

議長 続いて、改定スケジュールについて、改定時期は令和9年4月からとして答申書にまとめてよいか。

委員 よい。

議長 まとめにするとおり、皆様方に意見を出していただき了承を得た。これで答申書案を作成していただき、次回の審議会でまとめ、市長に答申したいがよろしいか。

委員 よい。

事務局 ④その他として、次回の審議会までに答申書案を作成するが、付帯意見として何か載せるべきものがあれば意見を伺いたい。

議長 下水道の付帯意見とも整合性を取る必要がある。

委員 水道法の三原則で、安全で安定した水を安価に送るという原則がある。そういった観点から、4年、または特別なことがあった際には審議会を開催するというのは皆様合意のうえだが、経営が圧迫してから値上げではなく、安全安心な水の供給は必須だが、これからは、なるべく安価な供給をしてもらいたい。民間企業の利益追求では経営が難しいため、行政がこうして水道事業を担っている。この間、国土交通省が水道統合の問題を掲げているという記事が出ていた。昭和から平成初期においては経済成長に伴い生活基盤整備の向上を目指した水道の普及率を上げるのが政策であったが、これからは施設の維持管理をどうしていくか考える時代になってきている。やはり、人口減少があるこの社会情勢のなかで、国が示した広域化というのがひと時取り上げられていたが、しばらく聞かなくなり、再び国がこういった指導をし始めたと、この記事を読んで思った。これからはこういったことをしないと、特に米子市と比較されると思う。料金が高いところと広域化をしてもしょうがない。低いところと広域化を図っていくことを今後は検討していくべきである。そういった推進を松江市や県と相談していかないといけない。安来市は水源の問題も抱えている。どうしても料金が安いところと比較されやすいため、今後検討していただければ、この体制は少しでも長続きするのではないか。

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 現在、島根県内で広域化に向けて協議会を開始している。国のモデル事業に手を上げて、徐々に進み始めている段階である。まだ先が見えない状況ではあるが、広域化に向けた動きはある。広域化についての付帯意見も考えさせていただく。 |
| 議長 | その他意見はあるか。 |
| 委員 | 意見なし。 |
| 議長 | 意見がないようなので審議を終了し、進行を事務局にお返しする。 |
| 事務局 | 今回の審議会で、下水道使用料は答申書の方向性を出していただいたため、本日の審議会で審議終了とする。次回は水道料金の答申案についての審議会とさせていただく。 |

4. その他

- ・会議資料、議事録を市のホームページに掲示する
- ・次回開催日 1月26日（月） 14時00分～ (別途通知)

5. 閉会

以上 15：15閉会